

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 家族名義の預金も相続財産？

Q：妻や子供名義の預金も相続財産になる
と聞いたのですが、本当でしょうか。

A：ただ単に名義を借りただけであれば、
相続財産に含まれることとなります。

【解説】

税務署の窓口に行くと、「相続税の申告の
しかた」という冊子がもらえます。このなか
に「相続税はどのような財産にかかるのでし
ょうか」という項目があり、被相続人が所有
していた「被相続人の預貯金、公社債、割引
債、貸付信託及び証券投資信託の受益証券で、
家族名義や第三者名義、無記名にしてあるも
の」にも相続税がかかると説明されています。

相続税の税務調査で問題になるのが、夫の
相続時に妻名義で1,000万円の預金があった
場合のその1,000万円はほんとうに妻のもの
か、ということです。

もちろん、過去に妻が贈与を受けているも
のであるとか、あるいは、妻自身に収入があ
り、それを蓄えたものであるという立証がで
きれば妻のものであります。

しかし、その立証ができないときは、名義
借りで妻が預金していたのであって、本来の
所有者は夫であるとみなされ、相続税の課税
対象になるのです。

相続が起きてからではなく、事前に整理し
て、本来の所有者をキチンとしておいた方が
よいでしょう。

